

宇多津町起業促進・空き家改修等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に存在する空き家の有効活用を図り、起業等を促進するため、空き家の改修等に要する費用に対し予算の範囲内で宇多津町起業促進・空き家改修等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に個人が居住を目的として建築又は購入したが、現に居住等をしていない一戸建て専用住宅及び一戸建て併用住宅(近く居住等をしなくなる予定のものを含む。)をいう。
- (2) 起業等 町内で新たな個人開業又は会社(会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社をいう。)、企業組合、特定非営利活動法人の代表者となる者が新しく事業を起こすこと。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権又はその他の売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する個人をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等の申込みに基づき、又は同意を得て収集した空き家の情報を、移住希望者に対し、紹介するための空き家の情報の登録・提供制度をいう。
- (5) 利用者 空き家バンクを活用して、売買契約の締結により新たに空き家の所有者となることが決定している個人又は賃貸借契約の締結により空き家を賃借することが決定している個人をいう。
- (6) 空き家であった住宅 第1号に規定する空き家を前号に規定する利用者が使用できる状態となった一戸建て専用住宅及び一戸建て併用住宅
- (7) 改修 空き家の機能又は性能を維持又は向上させるため、空き家の全部又は一部の修繕、補修、更新、取替え等を行うことをいう。
- (8) 家財道具の処分 空き家又は空き家であった住宅の利用のために不要な家財道具等の運搬・処分をいう。

(補助対象物件)

第3条 補助金の対象となる空き家（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 補助金の交付申請の日において、空き家バンクに登録されている空き家又は空き家バンクに登録されていた空き家であった住宅であること。

- (2) 所有者等が補助金の交付を受けてから、3親等内の親族又はこれと同等と認められる者に売却又は賃貸しない空き家であること。
- (3) 補助金の交付決定の日において、補助金の交付の対象となる改修等（以下「補助対象事業」という。）に着手していないこと。
- (4) 補助金の申請年度内に補助対象事業の完了が見込まれること。

2 この要綱による補助金の交付は、同一の補助対象物件に対し、1回を限度とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本町に根づく起業等を目指し、この補助金の交付を受けてから3年以上事業を継続する意思のある者であり、かつ補助金の交付申請の日において町税等を滞納していない個人等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、空き家を借り受けて実施する場合は、所有者の同意を得た場合に限る。

- (1) 空き家バンクに登録した空き家の所有者等
- (2) 補助対象物件の売買契約を締結した日又は最初の賃貸借契約を締結した日から起算して1年を経過していない利用者
- (3) 補助対象物件を3親等内の親族又はこれと同等と認められる者から購入し、又は賃借する利用者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- (2) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがある者又は交付を受ける予定がある者（補助対象者の同一世帯員である者が当該事由に該当する場合を含む。）

（補助対象事業費）

第5条 補助金の交付対象となる改修等に要する経費（以下「補助対象事業費」という。）は、次の各号に該当する経費として、補助対象者が支出する経費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- (1) 改修工事
- (2) 機器、備品等の購入及び設置工事
- (3) 家財道具の処分

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業費から除外する。

- (1) 外構、車庫、倉庫等の改修工事
- (2) 庭木のせん定及び除草等
- (3) その他町長が不相当と認めた工事等

3 補助対象事業費が国、県又は本町等の他の制度による補助金を受ける場合、第1項の規定の適用に当たっては、当該補助金の対象経費を補助対象事業費から控除する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条第1項各号に要した補助対象事業費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、55万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に宇多津町起業促進・空き家改修等補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に申請し、交付決定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 申請者の住民票（コピー可）
- (3) 申請者の町税納税証明書
- (4) 補助対象物件の所有権が確認できる書類（所有者等が申請する場合に限る。）
- (5) 売買基本契約書又は賃貸借契約書の写し（利用者が申請する場合に限る。）
- (6) 補助対象事業費が確認できる書類の写し（内訳を含む。）
- (7) 補助対象事業の予定内容の詳細が分かる書類の写し
- (8) 補助対象事業の予定箇所の現況写真
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定に基づき提出された申請書等の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは、宇多津町起業促進・空き家改修等補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 町長は前項の決定にあたり、条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、宇多津町起業促進・空き家改修等補助金変更等申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受

けなければならない。

2 町長は、前項の申請を承認することが適当と認めたときは、宇多津町起業促進・空き家改修等補助金交付決定変更等通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了後速やかに宇多津町起業促進・空き家改修等補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業費の請求書の写し（内訳含む。）
- (2) 補助対象事業費の支払が確認できる書類の写し
- (3) 補助対象事業実施箇所の着手前及び完成後の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定により報告された書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇多津町起業促進・空き家改修等補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに宇多津町起業促進・空き家改修等補助金交付請求書（様式第8号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定に基づき補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 町長は、第9条第2項の規定による承認をした場合又は交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 交付決定者が補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に交付決定を受けた補助対象物件の取壊しを行ったとき。
- (3) この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく町長の指示又は命令に違反したとき。
- (4) 補助対象事業の遂行ができないとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場

合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。